

航空機遅延 補償の概要

【保険金をお支払いする主な場合】

- ① 搭乗予定の航空機について、6 時間以上の出発遅延・欠航・運休・航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能により、出発予定時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合
- ② 搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から 6 時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合

【お支払いする保険金】

被保険者が負担した次の費用をお支払いします。ただし、1 回の搭乗不能・着陸地変更または到着機の遅延等について、3 万円をお支払いの限度とします。

- ① 出発地（着陸地変更のときの着陸地を含みます。）または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等の宿泊施設の客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費（払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。）
- ② 目的地において提供を受けることができなかった旅行サービスの払い戻しを受けられない費用および取消料・違約料等

【保険金をお支払いできない主な場合】

たとえば次のような原因により生じた費用

- 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反
- 戦争、革命などの事変（ただしテロはお支払いの対象となります。）
- 放射能汚染
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

…など